

# 国民健康保険被保険者証兼 高齢受給者証を更新します

70歳以上の国民健康保険被保険者の方には、被保険者証に一部負担金割合（2割もしくは3割）が表記されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」（以下、被保険者証兼高齢受給者証）を交付しています。

被保険者証兼高齢受給者証が3割から2割になる場合があります。

申請による再判定の基準に該当し、一部負担金割合が3割から2割になる可能性のある方には、ご案内と申請書を送付します。

再判定を希望する方は、被

保険者証兼高齢受給者証、2年分の収入額が確認できるもの（確定申告書の控え、源泉徴収票など）、世帯主および対象被保険者のマイナンバー確認書類（マイナンバーカードなど）、身元確認書類（免許証など）を持参して、保険年金課国保年金資格係（市役所1階）へ申請してください。申請が認められた場合、申請の翌月1日から2割負担となります。

※一部負担金の割合は、毎年8月に年次更新されますが、世帯構成の変更や修正申告などにより、年次更新時以外でも変更になることがあります。詳しくは同係 ☎470・7732へ。

# 後期高齢者医療制度 毎年8月に自己負担の割合を見直します

医療機関などで支払う医療費の自己負担（一部負担金）の割合は、「1割」または「3割」です。自己負担の割合は、毎年8月1日に当年度の住民税課税所得（市民税・都民税納税通知書の「課税標準額」と世帯構成の状況から判定します。

8月〜4年7月の自己負担の割合は、3年度の住民税課税所得に基づいて判定します。

◎自己負担の割合の判定基準

▼「1割」⇨同じ世帯にいる被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の場合

所得が145万円未満の場合

▼「3割」⇨本人および同じ世帯にいる被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方が1人でもいる場合

ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者は、住民税課税所得が145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額」の合計額が210万円以下の場合、1割負担になります。

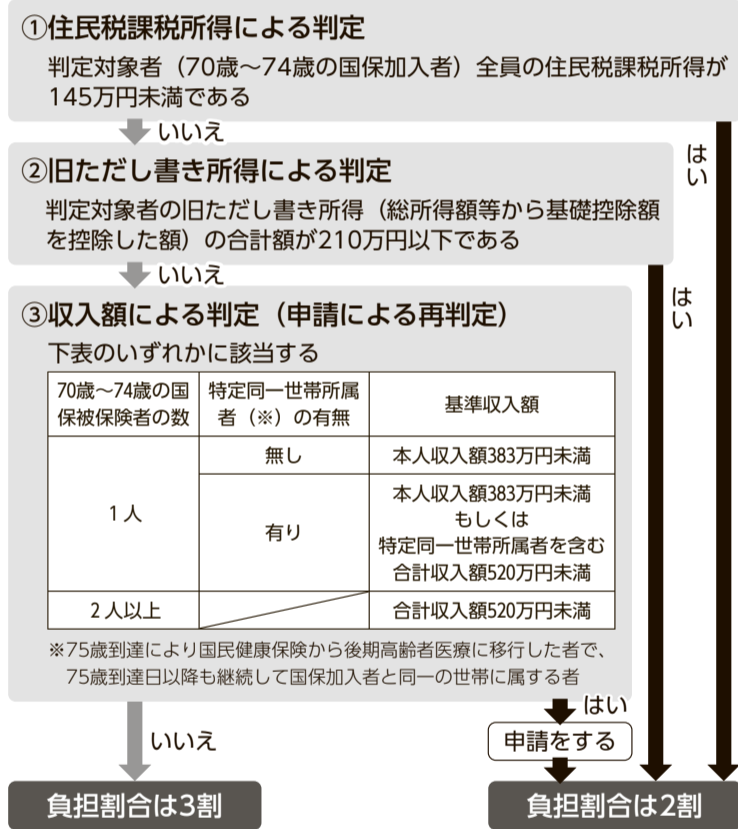
対象と思われる方には、申請書を送付しています。申請書が届いた方は、7月中旬に保険年金課高齢者医療係（市役所1階）に申請してください。詳しくは同係 ☎470・7846へ。



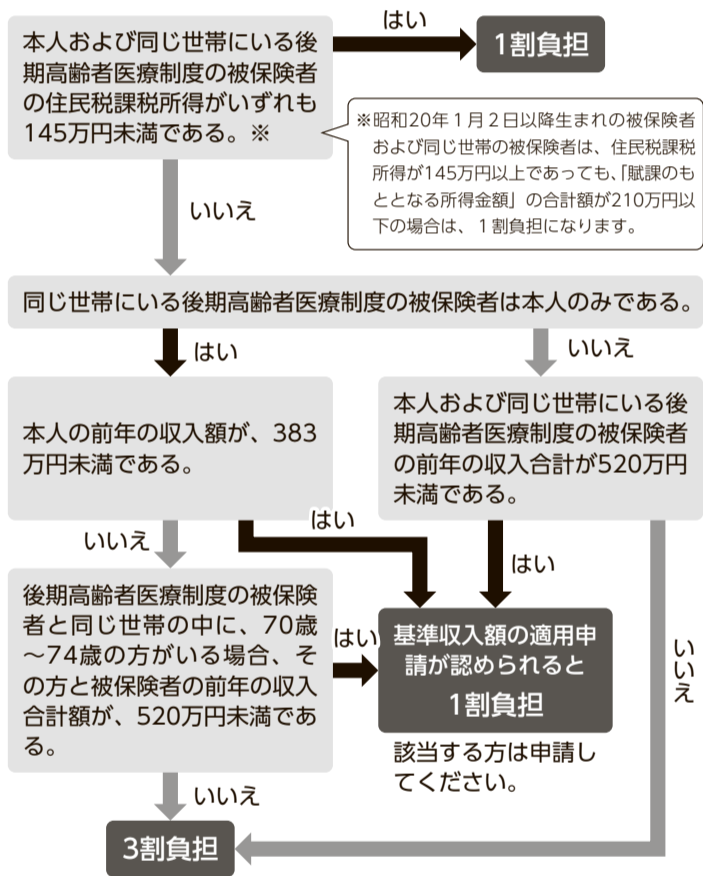
円以上で、自己負担の割合が「3割」と判定された方でも「収入額」が基準額未満の方は、申請をして認定されると「1割」になります。なお、この「収入額」は令和2年中の収入で、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です。

対象と思われる方には、申請書を送付しています。申請書が届いた方は、7月中旬に保険年金課高齢者医療係（市役所1階）に申請してください。詳しくは同係 ☎470・7846へ。

# 高齢受給者証（70歳～74歳の国保加入者）の一部負担金割合判定方法について



# 自己負担の割合の確認方法について



# 3年度の介護保険料額 決定通知書を送付します

65歳以上の方の3年度の介護保険料額決定通知書（以下「通知書」）を、7月12日（月）に発送します。

保険料の納付方法については、受給している年金から天引きされる方と、指定された納期限までに納付書や口座振替などにより納めていただく方がいます。通知書が届きましたら、保険料の額および納付方法のご確認をお願いいたします。

納期内納付にご協力をお願いいたします

市全体の介護サービスなどに要する費用がまかなえるように算出された基準額に、被保険者本人や世帯員の前年中の所得などに応じて区分された所得段階ごとに設定された保険料率を乗じて算出されます。詳しくは、通知書に同封するパンフレットをご覧ください。

なお、基準額、所得段階、保険料率は、3年毎に改定されます。保険料の改定年度に当たる3年度は、高齢者人口の増加などにより、「基準額（月額）」を5400円から5900円に改定し、所得段階を13段階から15段階に増やすなどの見直しを行いました。

被保険者の皆さまには負担をお願いすることになります。ご理解をお願いいたします。

低所得の方に対する保険料の軽減について

所得段階が第1段階から第3段階の方（被保険者ご本人、世帯員共に住民税が非課税である方）に対する保険料の軽減があります。

詳しくは介護福祉課係 ☎470・7777（内線4910・4911）へ。

# 納期内納付にご協力をお願いいたします

納付書で納める方につきましては、記載された納期限までに、市役所（本庁舎・各連絡所）のほか、金融機関（銀行・郵便局など）、コンビニエンスストア、スマートフォン決済などで納付をお願いいたします。日中の外出が難しい方や納め忘れが心配な方は、便利な口座振替の利用をご検討ください。

介護保険については、65歳以上の方の保険料額は、減を、引き続き実施します。なお、通知書には軽減を実施した後の保険料額が記載されており、軽減を受けるにあたり申請などは不要です。

# 介護保険について

介護保険制度は、65歳以上の方の保険料のほか、40歳～64歳の方が公的医療保険の保険料とあわせて納める保険料（税金）を財源とし、多くの方が負担を分かち合うことで成り立っています。介護が必要になったときに誰もが安心してサービスを利用できるための制度であり、介護を受ける本人だけでなく、その家族の負担を軽くするものでもあります。

介護保険の納付にご理解とご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難となった場合は、特別により減免を受けられる場合があります。



# 「広報ひがくるめ」に 広告を掲載しませんか

市内全戸配布（約5万4000部）の「広報ひがくるめ」に、広告を掲載しませんか。現在、4年2月〜4月の

各月1日号の広告掲載枠（それぞれ2枠）を募集しています。

【基準】公共性と品位を損な



「広報ひがくるめ」広告掲載に関する市ホームページ

わないもの。政治・宗教活動 意見広告と個人宣伝などは掲載できません。

【規格】縦98mm、横56mm以内。カラー刷り。最終面（8

# 市の観光情報ページに バナー広告を掲載しませんか

東久留米市の観光情報ページのトップページにバナー広告を掲載しませんか。広告の掲載場所については、市ホームページからご覧ください。

【基準】公共性と品位を損なわないもの。政治・宗教活動

※申込みは市ホームページから取得できます。

詳しくは同係 ☎470・7743へ。



意見広告と個人宣伝は掲載できません。

【規格】縦60ピクセル、横150ピクセル。50キロバイト以内。GIF形式。「観光情報ページ」に表示します。

※申込みは市ホームページから取得できます。

【掲載期間】1カ月単位で4年3月分まで



「市の観光情報」に関する市ホームページ